第393号

〔発行日〕 2018年10月3日 千葉市中央区要町2-8DC会館 http://www.geocities.jp/dorosien28

JRの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

CTSは直ちに大幅賃上げを

低賃金號に伴う賃金改定を提案

	現	行	改定
	試用期間	1000円一	試用期間 一一
錦糸町	60 歳未満	1050 円 ——	→ 65 歳まで 1060円
	60 歳以上	980 円 一	
			66 歳以上 990 円
千葉地域	60 歳未満 9	910 円 一	試用期間
		970 円 —	→ 65 歳まで 980 円
幕張、京葉、津田沼、千葉、	60 歳以上	890 円 一	
稲毛、西船橋、南船橋			66 歳以上 910 円
木更津、一ノ宮等	試用期間	870 円 一	試用期間
	60 歳未満	920 円 —	→ 65 歳まで 930 円
	60 歳以上	890 円 一	
			66 歳以上 900 円
館山、鴨川、銚子等	試用期間 60 歳未満	870円	試用期間
			→ 65 歳まで 910 円
	60 歳以上	890 円 一	
			66 歳以上 900 円

低賃金 でさえ東京 (9 8 5

なりました。 をなくし、各事業所賃金に一本化する提案です てきましたが、一定、 (月額) 60歳時点の賃金引き上げをやめろ」と要求 に伴い引き上げとなり 用期間の賃金 ~ 60 円) 『歳時の引き下げで最大約1万3 0) 時給額になります。 の賃下げとなっていました。 もなくすため、 (入社から3カ月、 も60歳時 それが反映された提案と ノます。 入社から65歳までは 0 時給額引き上 マイナス20 この数年、 0 0 0

基本賃金引き上げはまたもや10

11

は、 3 低 9 年10月に 額 わ 8 西 阿答 ずか [の事 10

ます。

社員、 TSの賃金は落ち込んでいくばかりで、 集まらず、 環境アクセ 律 50 働き続けることができません。 円 スでは千葉エリアも含めて アップが提案されてい 、ます。 1 C }

大幅に引き上げた点です。

60歳時点での賃下げ

最も大きな変更点は

60 歳 65

歳の時給

する賃金改定と就業規則改定を提案しま

C

Ť

Sは9月

低賃

0

引き上

げ

対

応

じた。

深夜早朝手当の支給基準を改定

円~250円) を提案しました。 4時間未満 実労働時間 支給基準の変更です。 もうひとつの大きな変更点は、 7 か 主に運転車 22 時 同じ深夜帯に働きな 5 (朝 5 時) が 0 4 の差がありましたが 声 時 0 間 以 最大で6倍 1 5 をすべて拘束して という新し 1 5 0 0 0 円 がら3倍も格 深夜早朝手当 0 $\begin{pmatrix} 1 \\ 5 \\ 0 \end{pmatrix}$ ②深夜帯 ①深夜帯 い 同

基準設定はおかしい。 R - CTSの都合で変動します。 となり手当額は50 が拘束時 も同じことが起きます。 休憩時間が入るため「実労働時間が4時間 らおか 休憩時間の設定は、 深夜帯4時間) 木更津事業所では、 0円となります。 電車の入区時 こんな不合理で悪質 ですが、 他 午前2時ま (D) 間 事業所 深夜帯 ど J

つ 深夜帯に働く身体的 てい 1 5 るの 0 0 か。 を求めて闘います。 動労千葉は 負担 を 全事 業所 は な 6 だ 律 لح